

JPMジャパン・フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

[2011.8.26]

この目論見書により行うJPMジャパン・フォーカス・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年2月25日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成23年2月26日に生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年8月26日に関東財務局長に提出しております。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
 設立年月日 平成2年10月18日
 資本金 2,218百万円(平成23年8月26日現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額
 11,719億円(平成23年6月末現在)

照会先

TEL:03-6736-2350
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
 HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]
三菱UFJ信託銀行株式会社
 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してください様お願いいたします。

- 本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	国内	株式	その他資産(投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド	なし

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
 HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

日本の株式を実質的な主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長を目指すことを目的とします。

■ ファンドの特色

1 銘柄選択により、ベンチマークであるTOPIX(配当込み)を上回る投資成果の実現をめざして運用を行います。

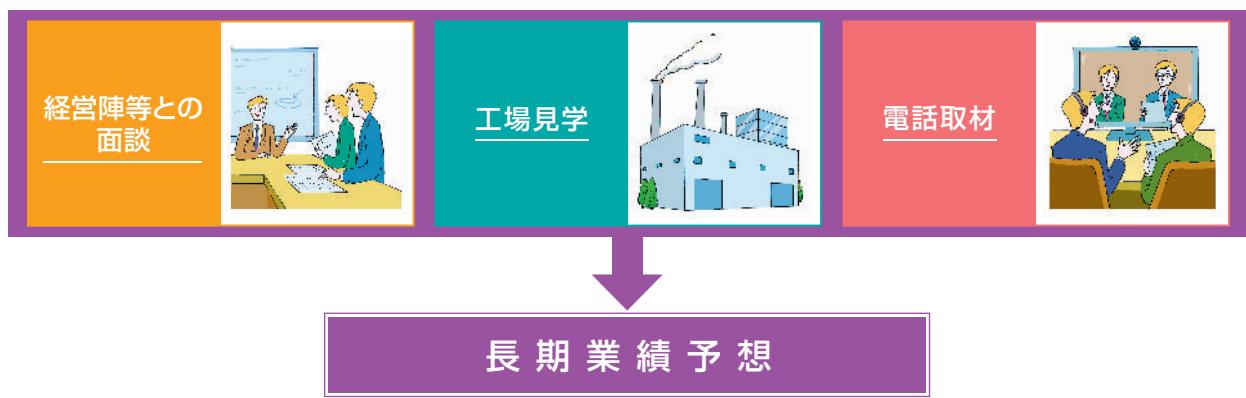
ベンチマークとは、ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。なお、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

TOPIXとは東証株価指数(Tokyo Stock Price Index)のことです。TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

2 企業取材・財務分析等の徹底的な調査活動をもとに、企業毎に長期的な業績予想を行います。

企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

業種別の専任アナリストが、各企業について8年先までの長期的な業績予想を行います。8年に及ぶ長期業績予想により、現在の株価に織り込まれていないような情報や、業界動向等を捉え、目先の変化よりも長期的な企業の将来性を見極めます。

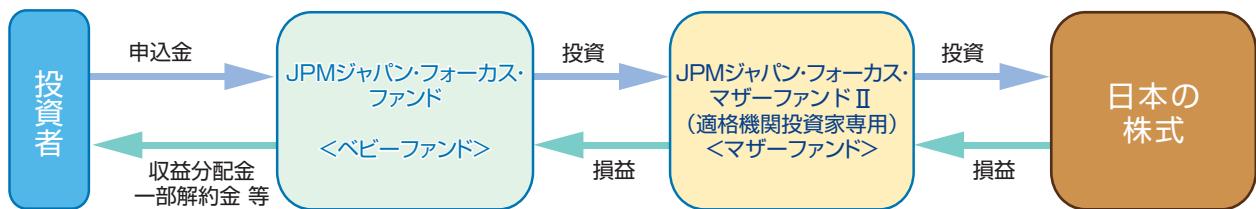


3 配当割引モデルの活用により客観的に銘柄の割安度・魅力度を判定します。

配当割引モデルは、銘柄の割安度・魅力度を客観的に測る方法です。

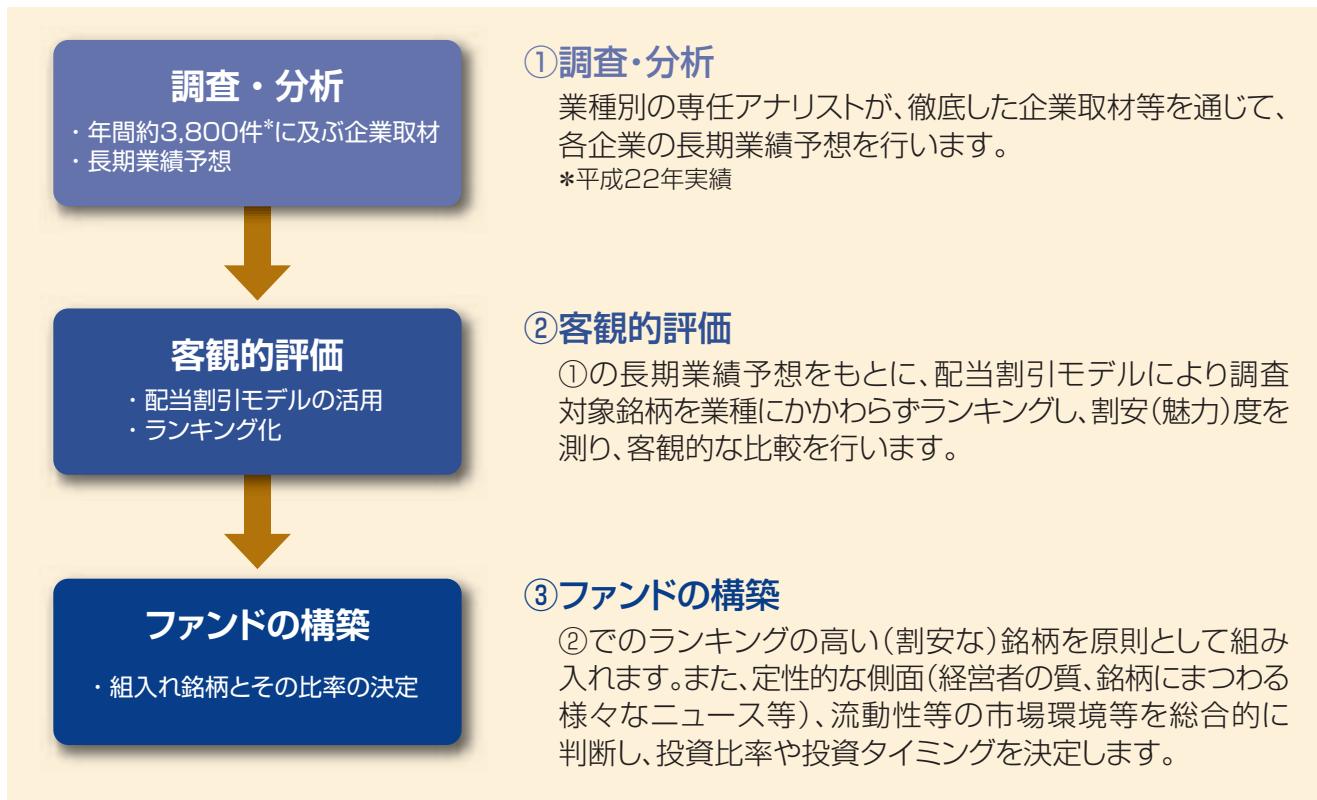
配当割引モデルは数値で表され、その値が大きいほど現在の株価水準は割安であることを示します。原則としてその値が大きい銘柄を多く組み入れることで超過収益を得ることを追求します。

4 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



* ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

◆運用プロセス



■ 投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への投資には、制限を設けません。

■ 収益の分配方針

- 年1回の決算時(11月27日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

2 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、主に国内の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

■ 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

■ その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

3

運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2011年6月30日	設定日	2008年11月28日
純資産総額	615百万円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
1期	2009年11月	500
2期	2010年11月	1,000
	設定来累計	1,500

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

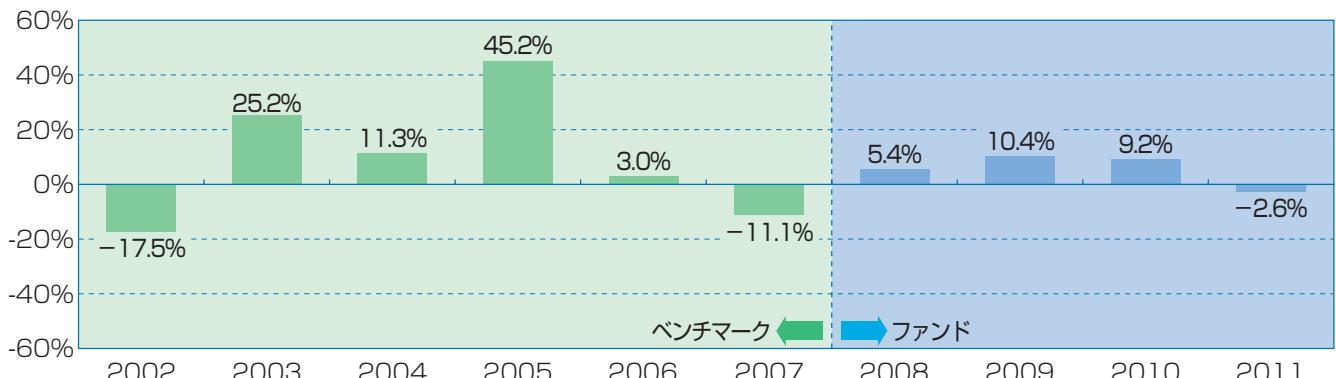
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率*
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.1%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.8%
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.4%
4	日本電信電話	情報・通信業	2.8%
5	三井物産	卸売業	2.8%
6	JXホールディングス	石油・石炭製品	2.7%
7	日産自動車	輸送用機器	2.7%
8	日本たばこ産業	食料品	2.6%
9	住友商事	卸売業	2.6%
10	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.6%

業種別構成状況

業種	投資比率*
銀行業	22.7%
輸送用機器	11.6%
卸売業	11.3%
鉄鋼	9.2%
非鉄金属	7.9%
その他	34.9%

年間收益率の推移



*年間收益率(%) = {((年末営業日の基準価額+その年に支払われた収益分配金(税引前))÷前年末営業日の基準価額-1}×100

*2008年の年間收益率は設定日から年末営業日、2011年の年間收益率は前年末営業日から2011年6月30日までのものです。

*2002年～2007年は、ファンドのベンチマークである「TOPIX(配当込み)」の年間收益率です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および收益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

*ファンドにはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

4 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成23年2月26日から平成24年2月27日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	ー
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	無期限です。(設定日は平成20年11月28日です。)
繰上償還	以下の場合に、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年11月27日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取り扱いは、「公募株式投資信託」となります。 配当控除および益金不算入制度が適用されます。

■ ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は <u>3.15%</u> (税抜3%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して <u>年率1.764%</u> (税抜1.68%)がかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は以下のとおりです。		
	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
	年率0.84% (税抜0.80%)	年率0.84% (税抜0.80%)	年率0.084% (税抜0.08%)
その他の費用・手数料	1. 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。 ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。 ・有価証券の取引等にかかる費用(その相当額が取引価格に含まれている場合があります。) ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 (注)上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載しておりません。 さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。 2. 純資産総額に対して年率0.021%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。 なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。		

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して10%(所得税7%、地方税3%)
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%(所得税7%、地方税3%)

(注1)上記は、平成23年7月1日現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)法人の場合は上記とは異なります。

(注3)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

J.P.Morgan
Asset Management